地域連携推進会議とは

近年、障害福祉サービスを提供する事業者が増えてきており、支援の質の確保が重要な課題となっています。

居住系サービスである障害者支援施設（入所支援）及び共同生活援助（GH）において、各事業所で地域の関係者を含む外部の目を入れた「地域連携推進会議」を開催すること及び会議の構成員が事業所を見学する機会を設けること（それぞれおおむね１年に１回以上）が義務付けられました（令和６年度は努力義務、令和７年度以降は義務）。

目　的

・利用者と地域との関係づくり

・地域の人への施設等や利用者に関する理解の促進

・施設等やサービスの透明性・質の確保

・利用者の権利擁護

構成員

利用者、利用者家族、地域の 関係者、福祉に知見のある人、経営に知見のある人、施設等所在地の市町村担当者など ５名程度

構成員に、利用者の個人情報の秘密保持に関する約束をしていただいています。

情報公開

会議開催後、議事録を公表する必要があります。ホームページや広報誌への掲載、事業所 内への掲示など。

当法人では、

入所支援施設…北総育成園・のまる

共同生活援助…DD ホームズ（7 カ所）・のまのまホームズ（5 カ所）

野の花（1 カ所）が対象になります。